

# 全木連時報

8月25日(月曜日)  
(第545号) 毎月25日発行  
平成15年(2003年)

発行所  
社団法人 **全国木材組合連合会**  
代表者 後藤隆一  
東京都千代田区永田町2-4-3 ☎(3580)3215  
URL <http://www.zenmoku.jp>

昭和33年12月15日第三種郵便物認可

定価 年500円

『全木連時報』の購読料は年会費に含まれています。

## 木材産業研修会を開催

### 多岐にわたった研修内容 全国から70名が参加

全木協連は、七月二十九、三十日の二日間にわたり、東京虎ノ門パストラルで、「木材産業研修会」を開催した。各都道府県木連の事務所の常勤役員ら約七十名が参加した。研修内容は、木材・住宅関係平成十五年度施策、木材の外構材としての利用、木におけるの生理作用と居住環境への影響、新JAS制度移行後の新たな課題、環境重視の木材産業経営と今後の戦略、全木連活動報告の六項目。それぞれ担当講師から講義を受け、予定のとおり終了した。この研修会は、全国中小企業団体中央会の助成を受けて、毎年この時期に行っているもの。受講後の参加者の反応は概ね良好であったが、テーマが多岐にわたったためか、内容を絞ってもらいたいという意見も聞かれた。

会議一日目は、前半の三テーマである前述の「木材・住宅関係平成十五年度施策」について行った。平成十五年度の木材関係施策については、林野庁の河野元信木材課長が講義した。十五年度予算は、地域材利用の推進、木材産業の体制整備、適切な木材貿易の推進を施策の目的とし、それぞれの推進方向ごとに事業が展開されることになっている。

住宅関係施策については、国土交通省の小田広昭木造住宅振興室長が、建築基準法等に基づくシックハウス対策及び木造住宅振興に関する施策について講義した。木材の外構材としての利用については、東京農工大学大学院名誉教授の喜多山繁氏が講義した。同教授は道路の木製遮音壁を例に、木材を外構材に使う意義として、木製以外のものでも、いつかは廃棄されること、その場合の廃棄の容易さと再利用、リサイクルの面では、木材が有効であるため、環境面からも木材を利用することの意義が大きいことを指摘するとともに、間伐材の利用などを通じて、日本の森林の活性化につながることを強調した。

また、加工形状により、防音性も高まること、周辺住民にも好評であることを、大分県での試験的な設置事例に基づいて紹介した。樹木の香りとその保健休養機能については、東京大学大学院教授の谷田貝光克氏が講義した。

### 今年の全国木材産業振興大会

#### 10月21日に大阪で開催

全木連、全木協連が主催する第三十八回全国木材産業振興大会は十月二十一日に、大阪市の大阪国際会議場で開催される。今年度は、全木連創立五十周年記念大会であり、全木連近畿支部と大阪府木材連合会が大会を担当する。第一部が大会議事。第二部が記念トーク(浜村淳氏)、第三部が表彰式。全国から多数の参加を期待している。

#### 目次

- 一面 木材産業研修会を開き県木協連事務局等から約七十名が参加 今年の振興大会は十月二十一日に大阪で開催
- 二面 JAS展示会の開催 林野庁幹部と意見交換会開く シックハウス規制の影響
- 三面 シックハウス規制の影響
- 四面 景況調査

の混在や、申請外の荷口の追加検査の要請など、現場段階での問題が見られるため、依頼検査マニュアルを作成し、統一の対応をはかる方針であることを説明した。

環境重視の木材産業経営と今後の戦略については、中国木材株式会社 堀川保幸社長が講義した。

同社長は創業から今日までの同社の沿革について、酒樽製造に始まり、チップ製造、北洋材製材、米材製材と移行し、プレカットの開始、集材製造と、その時代ごとに変化に対応してきたことを紹介。

会社経営の合理化、コストダウンを追求してきた結果として、廃樹皮の熱源への利用など、環境貢献に寄与してきたことを説明し、今後とも、この方向で事業を展開する方針を示した。

また、我が国は、製造業にとつては、製造コストが高く、国際競争力を保つうえからも、現在の林産物関税は死守してほしいと強調した。

最後に、全木連活動報告として、振興大会 全木連五十周年事業 木材利用の普及推進 JAS制度 各制度の見直し 環境・安全 予算・金融・税制の各分野ごとに、状況を解説して、終了した。

## 全国8会場でJAS製材品展示会 新制度下での初の開催

全木連、全市連、全買連が主催する「JAS製材品普及推進展示会」が今年度も、八月から十一月にかけて全国八会場で行われる。今回で三十一回の開催。

建築基準法の性能規定化や住宅の品質確保の促進等に関する法律等により、建築材料としての木材は、強度などの客観的評価や形状、寸法の安定性の高い人工乾燥処理を行った構造物に期待が寄せられているが、いまだJASマークを付けた製材品が市場に十分に浸透しているとはいえない状況がある。

今回は、新しいJAS制度のもとでの、記念すべき第一回目の展示会となる。まずは、この展示会を通じて、JAS製材品が少しでも普及推進していくように製材業界共々努力することが肝要。この機会に多くの認定工場からのJAS製品の出品を期待し、JASマーク品を周知する必要があると、主催者は考えている。

開催日、会場は次のとおり。

八月五日、東海木材相互市場	八月
八月七日、東京木材市場	八月
二十七日、西垣林業	九月二十五
日、福島中央木材市場	十月二日、
津山総合木材市場	十月八日、丸
宇木材市売大栄浜市場	十一月二
十一日、熊本木材	十一月二十六
日、ウッドピア市売。	

## 林野庁幹部と意見交換会開く 木材利用の推進と 木材産業の構造改革がポイント

全木連は、八月八日に開催した正副会長支部長会議に、林野庁長官はじめ幹部を招き、意見交換した。

会議は、全木連が各支部より、事前に提出を受けた意見・要望を林野庁側に伝え、それにそつて、意見交換する形で進められた。

全木連からの意見・要望は、木材の利用推進からバイオマス、国有林野事業関係まで幅広く三十三項目におよび、それぞれについて林野庁から回答が示された。

回答の内容は、項目によって、トーンが異なるが、地域材の利用推進にあたっては、木材自体の利用推進と木材産業の構造改革が、不可分であるという考え方がポイントになっている。

意見・要望、それに対する回答の主なものは次のとおりである。

- 1、地域材の利用推進に関する「木造公共施設整備事業」等の大型予算の確保
- 2、一般消費者向けのTV等による全国規模で行う木材のPR活動に対する大型予算の確保
- 3、健全な森づくり、木材の需要拡大に向けた大型予算の確保
- 4、温暖化防止に係る森林整備関係

係予算の別枠確保

- 5、林業・木材産業構造改革事業の拡充・強化並びに転廃業の促進に係る助成措置の強化
- 6、緑の雇用担い手育成対策の拡充

回答1については、文部科学省、厚生労働省と連携して取り組んでおり十六年度予算の確保に努めたい。2についても十六年度予算確保に努力。3についても同様。

4については、財政運営の重点項目に位置付けられ、税財源を含め積極的に対応したい。5については、構造改革プログラムの達成に向け、事業を実施中。さらに大規模需要者に国産材を供給する体制づくりを検討中。6については、十四年度補正予算の実行結果を見て検討したい。

- II、木材利用推進について
- 1、顔の見える木材での家づくりの推進
- 2、石化製品(グラスウール等)の断熱材に替わって熱伝導率の低い杉厚板を断熱材とする「遮壁」の活用・推進
- 3、原木段階での内外価格差縮減対策の推進
- 4、地域材の需要開拓については、県単位の事業のみでなく、生産地と消費地との都道府県が協力

して取り組めるような施策の制定

- 5、地域材を活用した住宅建設に対し、融資、税制、補助制度を活用した優遇策による建設促進
- 6、学校などの公共施設や医療・福祉施設などへの地元産材の優先利用、補助率アップ、木造への諸規制の緩和等による木材利用の推進
- 7、木材の最大の需要先である木造住宅建築への思いきつた助成制度の創設
- 8、公共土木工事等に活用された木材の劣化・腐朽に係るメンテナンスのための費用の支援措置
- 9、品質・強度等にはらつきのある木製品の信頼性を高めるために行う木材の新用途開発に伴う実証実験に対する支援措置

回答1については、平成十四年八月の調査で、全国で百四十四の団体が取組み、年間約五千戸の住宅供給をしており、今後とも推進したい。2については、杉板よりは樹皮断熱材の活用が適当。3の実現はWTO協定上困難。4については、地域材利用体制整備事業を活用されたい。5については、補助事業や地方財政措置に係る都道府県への情報提供を通じて、木造住宅の建設促進に努めたい。地域材の利用を条件に国が個人住宅建設に対する優遇措置を設けることは国際貿易ルールの問題がある。6については、農林水産省自体、木材利用拡大の実行計画を策

定し、促進に努める。7は5と同様。8については、木材の特質を考慮し、利用推進が図られるよう努めたい。9については、木材利用革新的技術開発事業等により支援中。

Ⅲ、環境対策について

1、ホルムアルデヒド放散等級の表示を登録する制度においては、無垢材は規制対象外ということと表示しないことになっているが、イメージダウンしない何らかの措置方策の構築。例えばF表示等

2、間伐材を使用した紙製品の環境物品としてグリーン購入法上の位置付けを

3、除間伐材や林地残材など木質バイオマス利用促進事業の拡充

4、木くず処理について、木材資源の再利用の観点から、その形態の如何にかかわらず、自社及び自社以外での再利用は有価でなくとも産業廃棄物としないこととする取り扱いの制定

回答 1 については、あえて規制対象と同様の表示をすることは規制対象建材と間違われやすくなり、かえってイメージダウンを懸念。無垢材が規制対象外であることとの普及啓発に努めたい。2については、間伐材を使用した物品は、環境物品として一定の認知が得ら

れるものと期待している。農林水産省では省の方針に盛り込み済。関係省庁にも働きかけている。特定調達品目は、既に各地で調達が可能であることが必要。まだ製品化されていない物(例コピート用紙)は不可能。3については、極めて重要と認識。木質バイオマスエネルギー供給施設の整備、木質ボイラー等導入への重点支援、林地残材の収集運搬機材整備を進め、積極的に利用を進めたい。4については、木くずが廃棄物に該当する場合は、木くずを除外するような仕組の創設は、主務官庁の理

の動静については、予測がつかない。そのため、これらの製品については、日本国内の輸入者が第一種格付あるいは大臣認定で対応している状態である。しかし、これは、元々、製造業者が行うべきもので、輸入者が行わざるをえない現状に対し、輸入建材に限っていない。流通業者の不満は大きい。一時、誤った解釈が先行したりしたことも、このあたりの事情が背景にある。

そのような輸入建材の代表である板状の集成材については、関税のこともあって、従前から、集成材でなく、板として輸入されてきたこともあるので、今後、簡単に生産地でのJAS化が進むとは考えられないところもあるため、しばらくは、今の状態が続くものと思われる。

解を得られないものと考えられる。有効利用を通じて有価物化を推進し、廃棄物処理に該当しないような取組を推進することが重要。

Ⅳ、国有林野事業関係について

1、分局の機能維持と長期的視野に立った人材の育成・確保

2、貴重な木造建築物である分局庁舎の森林情報発信施設などとしての活用

回答 1 については、分局は十五年度末に廃止されるが、機能維持については、八月末を目途に鋭意検討中。2については、庁舎、土地は、可能な限り売り払うこととしているが、建物付取得の地方

公共団体等からの要望がある場合には相談に応じる考え。

V、その他

1、森林・林業基本計画にある二〇一〇年度における国産材需要量二千五百万m<sup>3</sup>の確実な達成に向けての明確な施策の提示

回答 基本計画の目標達成のためには、木材利用の推進と木材産業の構造改革が重要。住宅等への地域材利用や木質バイオマスのエネルギー利用等の促進により木材利用を推進。必要な施設整備等により木材産業の構造改革を推進。

特に、大規模需要者に対する供給体制の具体的なあり方を検討。

## シックハウス規制の影響は？

### 目立った混乱は見えず 換気施設義務づけには不満も

シックハウス対策としての改正建築基準法の適用が七月一日より始まり、当初は混乱も心配されたが、大過なく一ヵ月以上が経過している。

大手建材メーカーは早い段階から、JIS、JASの取得準備を進め、新たな表示にスムーズに切り換えて対応している。

JIS、JASでない製品については、大臣認定が進んだ。

JIS、JAS、大臣認定の建材を基材に二次加工をした製品、あるいは作り付けの家具、ドアなどについては、それぞれの業界団

## 輸入建材に 関連する不満も

JASの取得は、国内メーカーを中心に進んだものの、海外での取得は遅れている。このため規制適用の猶予といった申し出もあつたという。いずれ海外の大手メーカーはJASを取得し、出荷を進めてくるものと思われるが、東南アジア、中国などの中小メーカー

## ムク材への差別化 を求める声も

一方、規制の対象となっていないムク材については、対象外といつて何もしないのではなく、規制対象の木質系内装材との比較が分かりやすいように、Fを超越した「」の表示を求める声もある(既にスーパースター級という呼び方もある)。現場段階では表示がないよりは、何らかの表示があつた方がよいという意見だが、これも、いろいろ意見があつて、まとまっていない。国土交通省は、ホームページに規制対象外の建材を掲載。周知をはかることとなり、その中でムクの木材が示されている。また、今回は、壁面等で面状に

## 本格木造の 担い手には不評

使用建材の規制以外では、換気



景況調査 = 全木協

7月分集計表 ( )内は実数

【流通部門】

モニター数131 回答数79 回収率60%

当月の状況

販売量	増加24% (19)	変わらず53% (42)	減少23% (18)
仕入量	増加16% (13)	変わらず56% (44)	減少28% (22)
販売価格	上昇1% (1)	変わらず93% (73)	下降6% (5)
仕入価格	上昇6% (5)	変わらず86% (68)	下降8% (6)

来月の見通し

販売量	増加15% (12)	変わらず51% (40)	減少34% (27)
仕入量	増加10% (8)	変わらず57% (45)	減少33% (26)
販売価格	上昇4% (3)	変わらず92% (73)	下降4% (3)
仕入価格	上昇2% (2)	変わらず90% (71)	下降8% (6)

3か月後相場予想	強含み	保ち合い	弱含み
米材	8% (5)	88% (58)	4% (3)
南洋材	2% (1)	88% (53)	10% (6)
北洋材	8% (5)	80% (47)	12% (7)
国産材	11% (7)	69% (44)	20% (13)
建材	10% (6)	82% (50)	8% (5)

乾燥材取引への関心度	高い	ほどほど	低い
	55% (41)	45% (33)	0% (0)

【製造部門】

モニター数114 回答数59 回収率52%

当月の状況

販売量	増加30% (18)	変わらず58% (34)	減少12% (7)
仕入量	増加20% (12)	変わらず60% (35)	減少20% (12)
販売価格	上昇2% (1)	変わらず90% (53)	下降8% (5)
仕入価格	上昇15% (9)	変わらず82% (48)	下降3% (2)

来月の見通し

販売量	増加12% (7)	変わらず53% (31)	減少35% (21)
仕入量	増加8% (5)	変わらず65% (38)	減少27% (16)
販売価格	上昇2% (1)	変わらず95% (56)	下降3% (2)
仕入価格	上昇17% (10)	変わらず76% (45)	下降7% (4)

3か月後相場予想	強含み	保ち合い	弱含み
米材	10% (3)	90% (27)	0% (0)
南洋材	5% (1)	95% (20)	0% (0)
北洋材	16% (5)	84% (27)	0% (0)
国産材	12% (5)	84% (36)	4% (2)

プレカットの動向

受注後、加工までの待ち時間	1ヵ月以内	1ヵ月	1ヵ月以上
	45% (9)	40% (8)	15% (3)

設備の義務付けについて批判が多い。それも、本格木造を手がけてきた業者の不満が強い。当然といえば当然であるが、十分に自信をもって提供している建物に、なお換気設備を設置する必要がないということがある。

これに対して行政は、持ち込まれる家具からの放散や住み手の自然換気の実行が保証されないとしているが、このような住宅を求めた家主は、家具においても住み方においても意識は高いはずという反論もある。

これ以外にも、換気設備については、建築費の上昇、カビの発生、電気代のかかり増しなど指摘する

意見が多い。

最近の情報によると、家具業界における自主表示の動きが見られるようになった。使用した材料の等級を表示しようというものである。家具については、初めから規制するという考えがなく、建材の使用面積制限は、何も規制のない家具が持ち込まれることを前提にしていることから、家具の自主表示は好ましいことではあるが、このあたりの関係をどのように解釈すべきなのかが不明。

結局、今回の法改正に伴う騒動は何であったのか。本物の木造住宅を提案しようとする者には不評。良質な住宅を求める消費者には不

十分と映る。

ただし、施工業者にとっては、法に従って施工をしている限りは、仮に、施主がシックハウス症候群を発症しても、訴えられる心配はないという見方も成り立ちそうだが、重要なことは、法改正によってシックハウスがなくならなければならぬということであって、この点は、木材業界も注目しておくべきであろう。

いずれにしても、法改正の時の国会付帯決議によれば、今後ホルムアルデヒド以外の化学物質についても規制対象にするということなので、木材業界としては、周知な対応策を準備しておくべきだろう。

林業・木材産業の発展のために

お役に立ちます  
林業・木材産業信用保証

公的機関が保証します  
農林漁業信用基金

後楽事務所(林業部門)

副理事長 加藤 鐵夫

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12(林友ビル5階)

TEL 03(3813)5371 FAX 03(3812)8842

ホームページアドレス <http://www.mmjp.or.jp/kikin>

メールアドレス [kanrisitu@tokyo.email.ne.jp](mailto:kanrisitu@tokyo.email.ne.jp)

